

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育士登録証に旧姓併記」の実施と「保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減」をすすめることが示される
～規制改革実施計画が閣議決定…………… 1
- ◆ 認可外保育施設数は9,666か所に
～「平成29年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」が公表される
(厚生労働省) …………… 2
- ◆ 「令和元年度における私立保育所の運営に要する費用について」示される
(内閣府・厚生労働省) …………… 3
- ◆ 「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」一部改正（内閣府）…………… 4
- ◆ 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を発出（内閣府・厚生労働省）…………… 4
- ◆ 「保健・衛生専門研修会」を開催しました…………… 5
- ◆ **「保育士登録証に旧姓併記」の実施と「保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減」をすすめることが示される ～規制改革実施計画が閣議決定**

令和元年6月21日、規制改革実施計画が閣議決定されました。

これまでに規制改革会議で協議されてきた項目として、各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大が盛り込まれ、保育士登録証について「登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする」ことが令和元年度措置とされています。

各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

現状と課題

女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要である。しかし、女性就業者比率が高い国家資格等の中には、旧姓の継続使用ができないものがいまだに存在している。

1. 保育士・介護福祉士

保育士・介護福祉士の登録証については、氏名（戸籍名）のみを記載するものであり、旧姓併記を行うことはできない。また結婚する等、氏名が変わった場合には登録証の書換え交付の申請をしなければならない。

3. 生命保険募集人

保険募集人として財務局等に登録する際の氏名として旧姓は認められていない。

2. 幼稚園教諭

教員免許は、改姓後の書換え義務はないものの、免許状等への旧姓併記が制度上可能であることが明確化されていない。

4. 准看護師

各都道府県が免許発給等の事務を行う准看護師については、対応が地域によって異なり、旧姓併記が認められない地域が存在する。

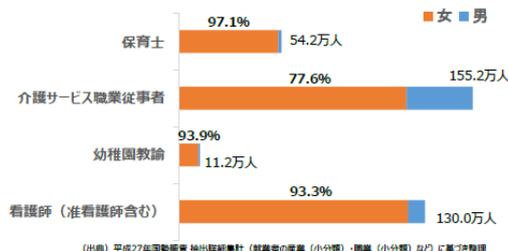
■ 保育士登録証



※氏名欄には戸籍名を記載しなければならない



■ 女性就業者比率



実施事項

1. 保育士・介護福祉士

保育士・介護福祉士の登録証については、旧姓併記を可能とする。【令和元年度措置】

3. 生命保険募集人

- 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。【令和元年度措置】
- 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請した上で、旧姓の登録を可能とする。【令和元年度検討開始、速やかに措置】



2. 幼稚園教諭

教員免許については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、旧姓併記が可能である旨を明確化する。【令和元年度検討開始、速やかに措置】

4. 准看護師

准看護師免許については、各都道府県に対し、看護師免許同様に旧姓併記を可能とするよう要請する。【令和元年度措置】



また、「保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減」として、標準的様式の導入を自治体に働きかけるとしてあります。

(5) 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	<p>a 標準的様式の普及に向け、引き続き、あらゆるルートを通じて実効性ある形で地方自治体に働きかける。特に、現在、標準的様式を導入していない大都市に対しては、新たに作成する大都市向けの標準的様式について周知を行い、標準的様式の導入を働きかける。</p> <p>b 押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。</p>	<p>a: 令和元年度上期までに措置</p> <p>b: 令和3年度までに措置</p>	内閣官房 内閣府 厚生労働省

詳細は、別添の資料 No. 1-1、1-2 をご参照ください。

◆認可外保育施設数は 9,666 か所に ～「平成 29 年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」 が公表される（厚生労働省）

令和元年 6 月 26 日、厚生労働省は標記取りまとめを公表しました。平成 30 年 3 月 31 日現在、認可外保育施設数は 9,666 か所（前年度 7,916 か所）であり、事業所内保育施設で

823 か所、認可外の居宅訪問型保育事業で 1,074 か所（うち個人：1,003 か所）増加しています。

就学前入所児童数は 220,853 人（前年度 225,328 人）、認可の施設・事業へ移行した施設は 328 か所（前年度 520 か所）となっています。

また、認可外保育施設への立入調査は 5,332 か所（69%）で実施され、認可外保育施設の指導監督基準適合施設数は 2,925 か所（55%）となっています。

詳細は、別添の資料 No. 2 をご参照ください。

◆「令和元年度における私立保育所の運営に要する費用について」示される（内閣府・厚生労働省）

令和元年 6 月 26 日、標記通知が発出されました。

私立保育所については、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされています。委託費については、その性格上、一定の使途範囲が定められており、その適切な運用のため、令和元年度における公定価格の基本分単価等の内訳について示されたものです。

人件費については、下記のように例示されています。

令和元年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額		人件費 (年額)
			調整数	基本額	
所 長	(福)2-33	256,600 円	—	—	約 490 万円
主任保育士	(福)2-17	238,476 円	1	9,300 円	約 460 万円
保 育 士	(福)1-29	203,898 円	1	7,800 円	約 389 万円
調 理 員 等	(行二)1-37	174,600 円	—	—	約 322 万円

- (注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けを例示したものである。
2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を加えている。
5 地域区分について別途加味する必要がある。
6 この表における人件費（年額）とは、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定。
7 この表における人件費（年額）には、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱは含まない。

その他、詳細は別添の資料 No. 3 をご参照ください。

◆「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」一部改正（内閣府）

標記の一部改正にかかる通知は、令和元年6月25日、内閣府から発出されました。平成31年4月1日から適用されます。

「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」は、基準額の引き上げが行われています。

「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」は、大規模修繕の対象事業に「(8)防犯・防災対策の実施に必要な修繕」として「防犯・防災対策を実施するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝の修繕等必要な安全対策に係る整備」が加えられました。防犯・防災対策については、「一施設の総事業費が30万円以上のものとする」とされています。

詳細は、別添の資料 No. 4、5 をご参照いただくとともに、通知本文や改正後全文は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度
> 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

◆「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を発出（内閣府・厚生労働省）

前号 No. 19-07 の「子ども・子育て会議」の記事でも既報のとおり、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）は、令和元年6月19日に国会で可決・成立しました。

本改正法の公布にあたり、標記通知が令和元年6月26日に発出されています。

改正の趣旨は、「児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずる」です。

改正の概要は、児童の権利擁護として「親権者等による体罰の禁止」や、民法第822条の規定（懲戒権）のあり方の検討（改正法施行後2年を目途）、「児童の意見表明権を保障する仕組み」として、児童の意見を聴く機会および児童が自ら意見を述べることのできる機会の確保等の検討が求められています。

また、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化も盛り込まれています。

一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行されます。

詳細は、別添の資料 No. 6 をご参照いただくとともに、子ども・子育て会議（第43回）資料もあらためてご確認ください。

◆「保健・衛生専門研修会」を開催しました

本会では、保育士等の日々の保育実践における「保健・衛生」に関する知識の蓄積、技術の向上をはかることを目的に、「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」を開催しています。今年度は6月20日（木）～21日（金）に開催し、285名の方に受講いただきました。

改定保育所保育指針では、「職員は衛生知識の向上に努めること」との記述が追加され、「保健衛生・安全対策」が定められました。また、2018年には「保育所における感染症対策ガイドライン」、2019年には「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が改訂され、保健衛生にかかわるガイドラインの整備も進められています。こうした状況のなかで、保育関係者は、子ども一人ひとりの健康や発達段階に応じ、「保健・衛生」分野をはじめ、幅広い専門知識・技術をもって、適切な保育実践を展開することが期待されています。

本研修会では、保育士・保育教諭のみならず、看護師、保健師等の医療関係者、栄養士、調理員、乳児院の職員等、子どもの育ちを支える幅広い専門職の方がたが受講し、下記の内容について理解を深めました。詳細は、会報「ぜんほきょう」もご参照ください。

【1日目】

行政説明「保育所保育指針に基づく保健的対応について」

厚生労働省子ども家庭局保育課 保育指導専門官 鎮目 健太 氏

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」にもとづく、感染症対策の意義・概要等について説明をいただきました。

「配慮を必要とする子どもと保護者への支援」

横浜市総合リハビリテーションセンター センター長 小川 淳 氏

発達障害、とりわけ自閉症スペクトラムの例を中心に、配慮を必要とする子どもと保護者に対する、保育所・認定こども園等のかかわり方についてご講義いただきました。

【2日目】

「保育施設における小児救急—食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等を防ぐために—」

みうら小児科 院長／日本保育保健協議会 会長 三浦 義孝 氏

食中毒や誤飲誤嚥、熱中症等、保育所・認定こども園等で起こる事故に対応するための小児救急についてご講義いただきました。

「医療的ケア児をとりまく現況と支援について」

三重大学医学部附属病院 小児トータルケアセンター センター長 岩本 彰太郎 氏

医療的ケア児の現状を踏まえて、保育所・認定こども園等での対応や、医療分野との連携についてご講義いただきました。

「保育現場におけるアレルギー対応と実践」

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン見直し検討会 構成員／
昭和大学医学部 小児科講座 准教授 今井 孝成 氏

2019年に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」のポイントを踏まえながら、食物アレルギー等、保育所・認定こども園等で起こりやすいアレルギー疾患への対応についてご講義いただくとともに、アドレナリン自己注射薬（エピペン）の使用方法に関する演習を行いました。